

# 紋様を剥がされた土器

## ——縄紋時代中期の土器廃絶例について——

土 肥 孝・中 東 耕 志・山 口 逸 弘

### まえがき

群馬県勢多郡北橘村房谷戸遺跡は、昭和58（1983）年に関越自動車建設に伴う事前調査として埋蔵文化財の発掘が行われた。その結果、旧石器時代石器群、縄紋時代中期の集落、古墳時代から歴史時代の集落と各時代にわたる遺物・遺構が発見され、その概要は房谷戸遺跡 I・II<sup>(1)</sup>として刊行されている。中でも縄紋時代中期の土器は、阿玉台・新道・勝坂式の各型式が混在して、利根川を介在して他地域と交流する赤城山西南麓の様相を良く示しているといえよう。これらの土器群のうち、10個がその様相を良く示すものとして、平成3年6月21日に国の重要文化財に指定された。

重要文化財指定を受けて、平成5年4月にこれら10個の土器の修理事業が計画され、筆者の一人である土肥が事業団を訪れて、修理計画をおこなった。修理は石膏によって整形された土器を解体・強化し、石膏部分を樹脂製の補填剤におきかえ、さらに再接合・再組み立てするものであった。その際、欠損部の紋様をどこまで復元して整形するかは重要な設計となる。それらの検討をおこなっている際、報告書口絵の第125号土壙出土深鉢形の口縁部紋様（耳状突起）の欠失の様子がおかしいことに気付いた。調査報告書作成および重要文化財指定調書作成の際には気付かなかつたのであるが、これは、何らかの意図のもとに、耳状突起が剥がされたのではないかと考えられたのである。そのような観点から、この欠失した梢円形区画はあえて復元しなかつた。これらの欠失がいかなる意味をもつか推察するのが本論の目的である。

### 1 土器の観察

#### a 出土状態・遺存状況

本論の対象となる125号土壙出土土器は、房谷戸遺跡全体では集落の南側の居住区に近い部分の土壙群中に存在する。<sup>(3)</sup> 土壙の中位から下位にかけての深さ（検出面から30cmの深さであるが、実際には当時の遺構面はさらに地表面近くにあったと想定されるから30cm以上の深さに土器の最下部が存在したと考えるべきであろう。そうすると突起頂部から底部までの全高は、当時の地表面に露出しない。また、盛土をせずに土壙内に納まるサイズの土器であったことが判る）から出土した。覆土中にはこの土器の他に、同時期もしくはやや新期に属すると思われる勝坂式土器の胴部破片（1図）と大形の角礫が2個出土している。

125号土壙の遺構図（1図）をみると、口縁部を下にして深鉢形土器を倒置している状態が把握できる。それが、地傾斜その他の自然的要因による土圧の影響によって南側に傾いた出土状態で

あった。割れた破片の一片一片が比較的大きいため、この状況は土器を破壊して土壙内に投棄したものでないことを示している。また、本土器は耳状突起の一部・胴部紋様の一部の2ヶ所を除いて完形である。器体としての残存率は99パーセントを越え、完形品として土壙内に存在していたと考えられる。2ヶ所の欠失部は、埋蔵されていた期間中に土圧で割れた破片の、発掘調査時の採集エラーでなかったかと考えられる範囲のものである。このような状況下で、大突起両側の対象部の耳状突起の欠失は、採集エラーとは考えられず、当初から欠失した状態で125号土壙内に置かれたといえよう。

125号土壙の規模は、長径（南西～北東方向）1.1m、短径（南東～北西方向）で0.9mである。これは、検出面での規模である。実測図では掘り込み面での土壙の断面図は正確に土壙の長径・短径を直交させて描かれてはいないが、西壁中位に段をもつ。<sup>(4)</sup> そして、東側部分は一段深くなっているが、その深くなっている部分には「3」（暗褐色土）と記される土壙が充填している。「3」の土壙は壙底を平坦するために入れられた土と考えられる。倒置された土器の口縁部は西壁中位の段の面から約5cm浮いた状態である。

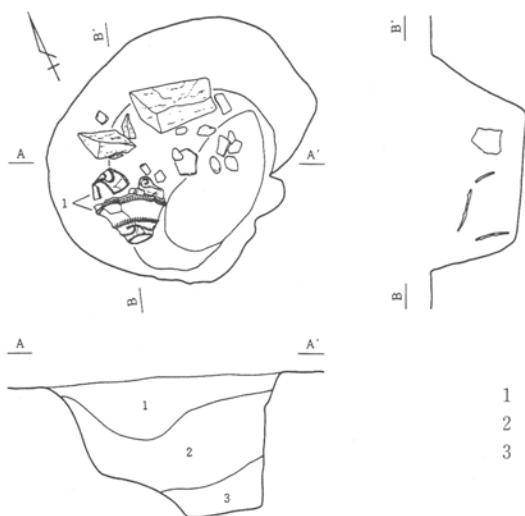
中位の段の長径は70cmであるが、土壙北東部は傾斜があるため、中位の段での有効空間スペースは、長径で1m以上となる。これらの観点から、125号土壙中位の段のスペースには成人男子を南西～北東方向に屈葬させることは充分可能である。これは、前期末～中期初頭の関東地方にみられる、土器を倒置したいわゆる「被甕葬」と認識できるものであろう。大形の角礫もその「被甕葬」に伴う遺物とすることができよう。これらが、「抱石」であったかどうかは決定しがたいが、出土位置からみるとその可能性は考えられる。

以上のような諸点より、本土器は、125号土壙の中位に置かれた遺体の頭部に倒立状態で被されたものであり、欠失する耳状突起は、土壙内に入れられる前に既に剥がされていたとみることができる。

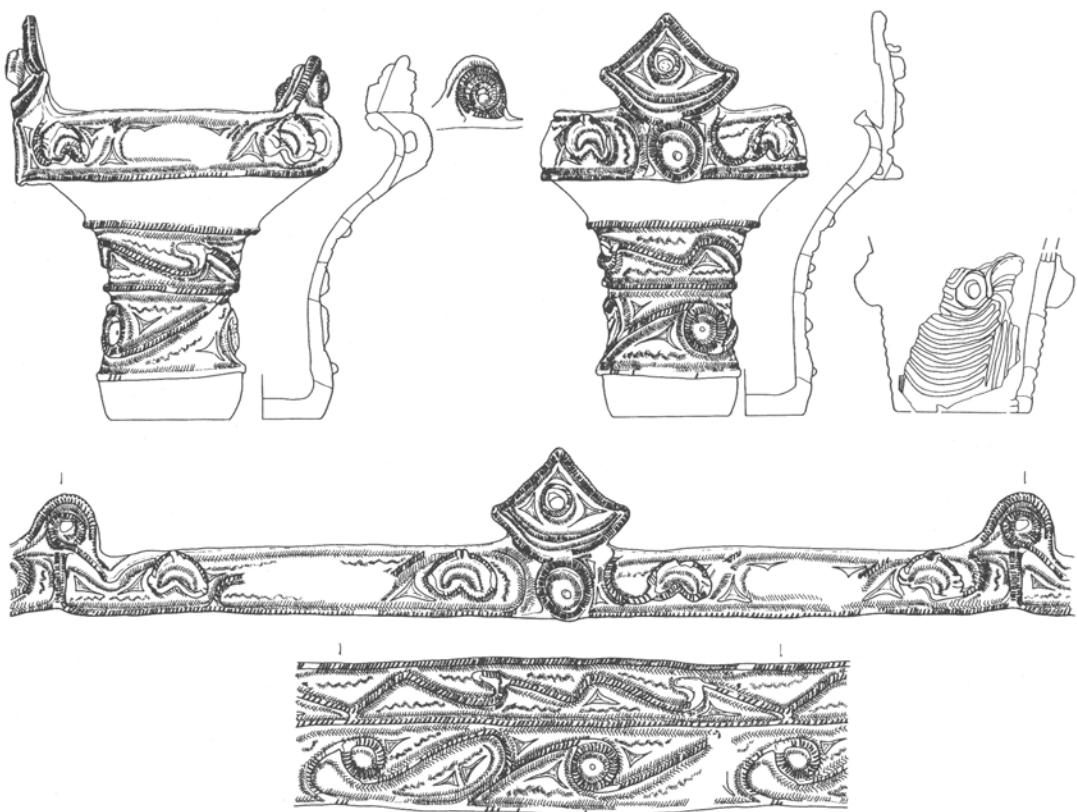
#### b 文様の剝がされ方の観察

本土器は実測図に示されるごとく（1図）、大突起を中心とした左右対称部の、口縁部紋様の最も大きな割合を占める部分の隆起紋様が欠失している。欠失する紋様は楕円形紋であり、その両側にみられる耳状突起と同様な、上部が太く高い粘土紐、下部がやや細く低い粘土紐で施紋されていたと考えられる。紋様は左右対称ではなく、大突起左側の楕円形紋は、楕円区画の中にさらにもう一つ楕円形紋のみが欠失し、その外を囲むような楕円形紋の隆線の一部が残存している（1図、巻頭写真参照）。

欠失した楕円形区画は、大突起右部では左から下部にかけての部分、大突起左部では下部の一部で隆線が辛うじて残存している。上部と右下部は剥落が激しい。この点より、耳状突起風の楕円形区画は、土器を正立させて、区画上部の太く高い粘土紐（隆線部）をつまむような形で右下部へ引き剥がれている状況が観取できる。楕円形区画内には耳状突起区画内にみられるような矢羽根状の角押紋が施されていたとみられるが、欠失した楕円形区画内には、角押紋の押圧痕跡は



1 黒褐色土 SP粒を少量含む  
 2 暗褐色土 SP粒・ローム粒を多量に含む  
 3 暗褐色土 2に類似。やや暗い  
 SP=浅間白糸台バミス An-SP



第1図 房谷戸遺跡125号土壤・出土土器

認められない。楕円形区画内は、器形を造り上げた後にさらに表面に粘土を上塗りし、その後に上塗り粘土上に矢羽根状の角押紋を施すという、いわゆる「化粧がけ」手法がとられていたものと考えられる。「化粧がけ」は土器断面の観察で判明するが、新道式・勝坂式土器にはしばしば見られる。房谷戸遺跡でも585号土壙出土品（2図）などに見られるが、量的には極めて少数である。

「化粧がけ」した部分は、粘土上に粘土を「接着」するわけであるから、急激な環境変化（土器焼成時）に剥がれやすい。しかし、本土器のように大突起の左右対称位置で、それも測ったように楕円形部分のみが剥がれ落ちることは考え難い。そして、そのような「撥ね物」であれば、あえて土壙内に供することはしないと考えられる。本土器は内面に煤が付着しており、何らかの目的で使用された土器であることは間違いない。これらの諸点からも、楕円区画紋様を意図的に剥がし、土壙内に持ち込んだと推察できるわけである。ここで注意しなければならないことは、縄紋時代中期の同時期に、剥がれやすいよう、壊れやすいように焼成される土偶<sup>(5)</sup>が存在することである。房谷戸遺跡では土偶が1点も出土していないということは注目すべきである。紋様を剥がすという行為は「本来完全なものを意図的に損なう」という点において共通している。この点については別項で考察したい。

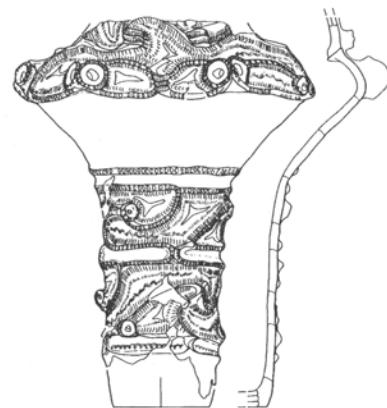
### c 土器について

本論において検討する土器について記述しておきたい。本土器は大・小2個の突起をもち、口縁部はゆるやかに湾曲する。胴部から頸部にかけてはやや傾きの強い外開きとなる。

胴部は下半においてやや膨らみ、底部に至る。本土器の最小径は、胴部紋様帶を二分する区画線にあたる隆線付近となる。実測図の断面形で表現される以上に、実際はメリハリのつく土器である。

口縁部に付く大突起は菱形を呈し、周縁に貼り付けられた断面蒲鉾状の隆線上には、幅広の爪形紋が施されている。また、口縁端上にはさらに同じ幅広の爪形紋が1条巡らされ、突起上半では、2条の幅広の爪形紋が縁取り風に巡らされている。突起下半は2条の隆線が巡る。これは、突起上半の2条の幅広の爪形に対応するもので、蒲鉾状の隆線上に同様の爪形が施されている。その2条の隆線の間、そして突起上半の隆線の内側には細かい矢羽根状沈線は角押紋風になっている。菱形突起の中央には粘土紐を貼付けた円紋が配され、隆線上には幅広の爪形、その外周には矢羽根状沈線が角押紋風に施される。この円紋の内部には粘土粒が充填される。この円紋を囲むように三角形彫刻紋が三方に配され「玉抱き紋」の意匠を表現している。

小突起は突起部分にあたる半円部に、大突起上半部と同様に2条の幅広の爪形が施される。半



第2図 房谷戸遺跡585号土壙出土土器

円状の突起内には左回り（反時計回り）の隆線が貼付され、その末端は耳状突起を配する区画隆線と合致する。この円紋の内部には、大突起と同様に粘土粒が充填されている。小突起の裏面には、表面と同様、左回り渦巻きが隆線で施される。表裏面とも隆線上には幅広の爪形紋、隆線間に矢羽根状沈線を施すのは大突起部と同一手法であり、この手法が口縁部・胴部紋様の各所に一貫して採用されている。

大突起下に隆線の円紋を施し、この円紋の中心部には刺突の円紋を配している。この刺突の円紋は、大突起中心部の粘土を詰め込む円紋と凹と凸という対置装飾となる。小突起下には1条の垂下する隆線を施し、「円と直線」という、これまた対置装飾となっている。

口縁部紋様は、この大・小突起下に施される「円と直線」によって2分割された面に施される。この2分割された各面には3つの楕円形区画が割り付けられ、その左右の各区画内にはいわゆる「耳状突起」が各1個配される。「耳状突起」は、上半の半円部が粘土紐を指でひきのばした形で盛り上がっている。下半の鋸歯部は他の各部で用いられる蒲鉾状の隆線となっている。

「耳状突起」と楕円形区画の空隙部には、蛇行状の矢羽根状沈線・三角彫刻紋が加えられる。この配置は大・小突起各々を中心としてみると、向かって右側には三角彫刻紋、左側には蛇行状の矢羽根状沈線が配される。これは明らかに意図された紋様配置であり、本土器は口縁部紋様では、上下・前後・左右という視点において、対置装飾法が採られていることが理解できる。

欠失した中央部の楕円形区画は大突起に向かって右側は単純な楕円形区画なのに対し、左側は楕円形区画の内にさらに楕円形区画を配する「複合楕円形区画」となっている。右側の楕円形区画の周辺には三角彫刻紋が配され、左側の「複合楕円形区画」の周辺には蛇行する矢羽根状沈線が配される。大突起に向かって右側の面は三角形彫刻、左側の面は蛇行する矢羽根状沈線で装飾しようとする意図が明確にうかがわれる。楕円形区画を構成する隆線はその両側の耳状突起と同様に、上半部は粘土紐を指で引き伸ばし、盛り上げていたものと考えられる。下半はその残存状態から蒲鉾状の隆線で構成されていることが分かる。このような区画紋であったため、上半部の盛り上がった部分を指ではさみ、土器を正立状態で右下方に力強くひき剥がした状況が復元できる。

胴部紋様は頸部および底部の無紋帶の間に施される。3本の横走する隆線によって上・下2帯に分けられ、上帯と下帯の紋様帯幅は3:5となっている。横走する隆線のうち最下部は隆線上に幅広の爪形紋が部分的に施されるのみである。

上帯は蛇行する隆線が一周する。隆線上には幅広の爪形、隆線の両側には矢羽根状沈線が角押紋風に施される。大突起に向かって右側部の2カ所には三角彫刻紋が施される。口縁部紋様と同様、大突起の右側部分に三角彫刻紋を配するという意識をうががえる。下帯は円紋と蛇行する隆線を組み合わせた意匠で構成される。大突起下の円紋部のみ玉抱き三叉紋風に三角彫刻紋が施される。これは大突起を意識した紋様配置であり、この結果、大突起部分は上から下に円紋（凸）〈玉抱き三叉紋〉・円紋（凹）・三角彫刻紋・円紋（凹）〈玉抱き三叉紋〉という構成になる。これ

は明らかに大突起を中心とした紋様配置法をとつていたといえよう。

本土器は前述した幅広の爪形紋(キャタピラ紋)・縁取り風の矢羽根状沈線紋(ペン先状刺突紋)などの手法、そして玉抱き三叉紋様などの特徴より、「新道式」とされる土器である。口縁部紋様を特徴づける「耳状突起」は、阿玉台式によくみられる手法をとり込んだものといえよう。本土器に極めて近い特徴をもつ土器は、三原田遺跡7-A'26(口)-pit出土の土器である<sup>(6)</sup>(3図)。房谷戸遺跡と三原田遺跡については、同一遺跡説と別遺跡説があるが、現地形状況からみると谷一つ隔てた別遺跡とするべきであろう。特徴的な大・小2つの突起をもつ点は同一であり、三原田遺跡のそれはさらに2つの突起を加え、4単位としている。突起下に円紋をもつのは共通かるが、口縁部の紋様区画は崩れ気味である。胴部紋様は1帯となる。全体として三原田遺跡出土土器の方が新相を呈しているが、ともに同一型式内に収まる特徴的な土器といえよう。本土器は土壙内より正立状態で出土しており、紋様を剥がされた痕跡はない。

## 2 房谷戸遺跡土壙出土土器の検討・他遺跡の類例

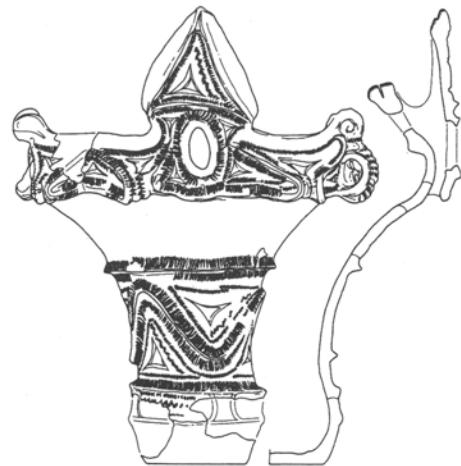
### a 房谷戸遺跡土壙の土器出土状態の分類

これまで、紋様を剥されたと考えられる房谷戸遺跡125号土壙出土の土器について観察したが、本項では、その他の房谷戸遺跡土壙出土土器について検討してみたい。土壙出土土器は住居址内出土土器に比べて空間的密閉度は高く、かつ当時の人間もしくは後世の環境変化によって変形を受けにくいといえよう。

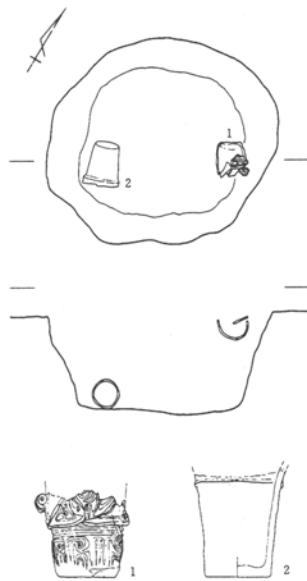
房谷戸遺跡報告書では「土壙分類基準」として、A群からE群に類別されている。土壙は総数894基が確認されているが、これらのうち壙底が平坦で、掘り込みが深く、土器が土壙検出面上部に存在せず、土壙内土器の出土状態(当時の設置状態と換言しても良い)が明瞭なものを事例的(サンプル的)にとり出して解説してみたい。

#### 事例1………30号土壙(4図左上)

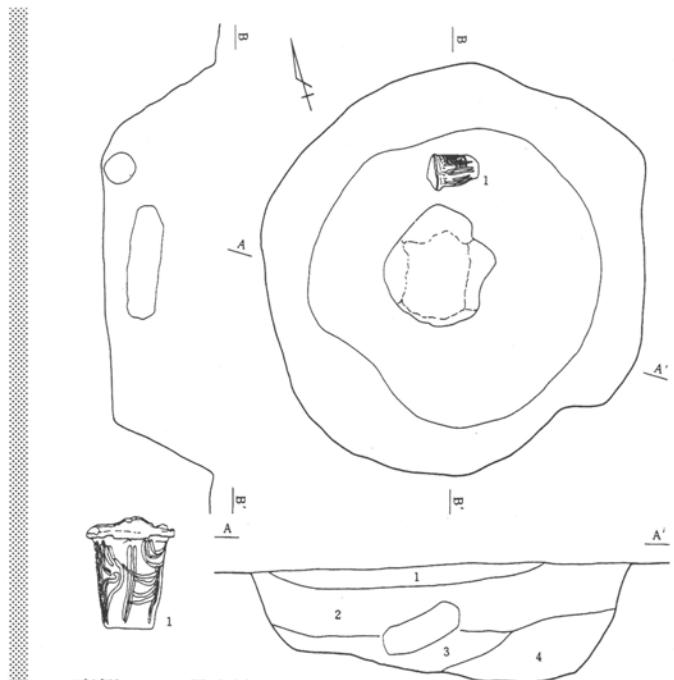
土壙内より2個の深鉢形土器が出土している。2個体共、器体を横にして据えられている。1の土器は土壙検出面上部からの出土で、一部を後世の攪乱で欠失するが、本来この状態で据えられていたと考えられる。本例は2個とも胴部以上を欠いている。



第3図 三原田遺跡7-A'26(口)-pit  
出土土器

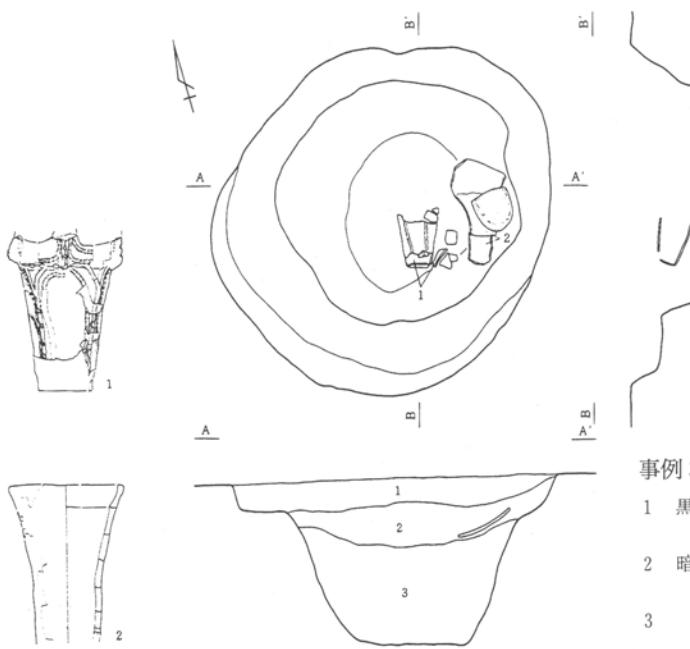


事例1 30号土壤



事例2 77号土壤

- 1 黒色土 均質で包含物は少ない
- 2 ノ S P粒・ローム粒を含む
- 3 暗褐色土 S P粒・ローム粒を含む
- 4 褐色土 ローム粒を多く含む



事例3 124号土壤

- 1 黒褐色土 S P粒・ローム粒を少量含む
- 2 暗褐色土 S P粒を少量含む。ややしまりは乏しい
- 3 ノ S P粒・小型のローム塊を含む

第4図 事例1・2・3

#### 事例 2 ……77号土壙（4図右上）

土壙中央に大形の自然石が壙底より若干浮き気味に存在し、その自然石の長軸に直交するよう深鉢形土器を横位に据えている。深鉢形土器は突起部を欠いている。

これと同様な例は88号・142号土壙である。88号は土壙中央に大形の自然石と石皿が置かれ、深鉢形土器は壙底より若干浮き気味に横位に据えている。本例は胴部以上を欠いている。142号には深鉢形土器・浅鉢形土器各1個体と大形の自然石1個が存在する。深鉢形土器は口縁部と底部を欠き、浅鉢形土器は倒立状態で突起部を欠いている。自然石は浅鉢形土器の上にかぶさるようにして置かれており、土器が据えられた後に石が置かれた手順を把握することができる。

77号・88号・142号土壙の深鉢形土器を横位に据えた状態は偶然の所産ではなく、意図的なものであろう。77号・88号の深鉢形土器は土器内に土を詰め「枕」のように使用したか、頭頂部付近に副葬品に置いたものと考えられる。142号は長軸方向との関係から浅鉢を「被甕」とするのは難しい。深鉢形土器は、上部からの圧力で潰れた状態であるが、横位に据えて遺体の頭部を土器上に据えれば、このような潰れ方となる。142号土壙は深鉢形土器上に遺体の頭を据え、遺体を仰向けにした左側に浅鉢形土器を副え、さらに遺体の胸・腹部に石を置く「抱石」と考えられる。この想定手順から77・88号の大形の自然石も「抱石」と考えられる。

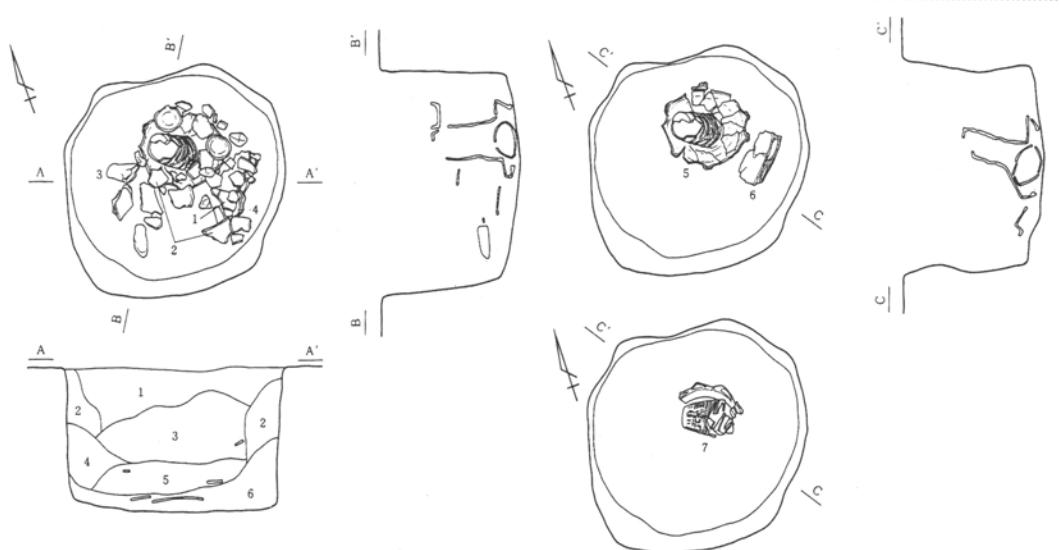
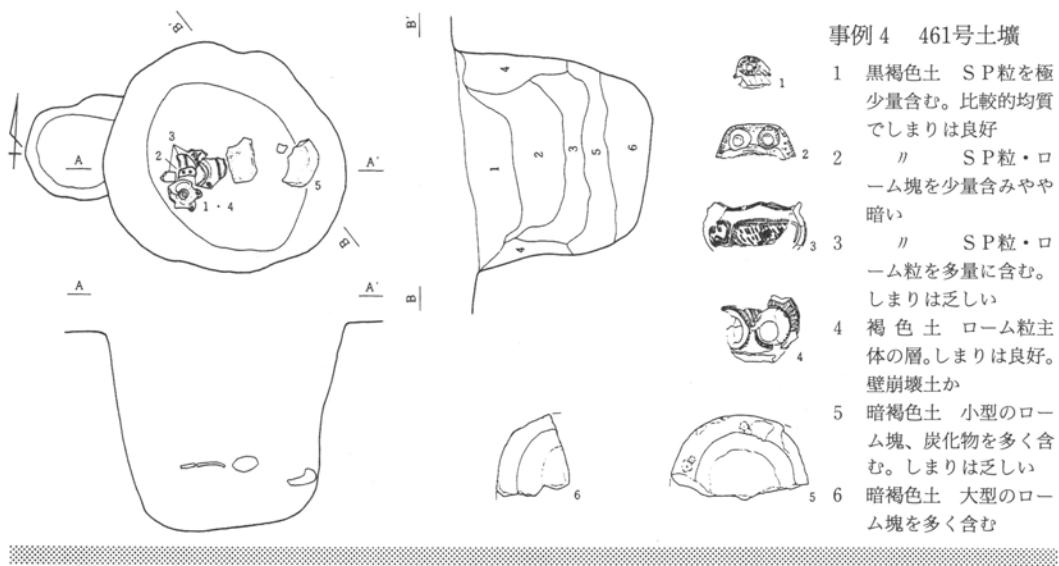
#### 事例 3 ……124号土壙（4図下）

土壙の中・上部に深鉢形土器2個と大形の自然石が存在する。2の土器は底部を欠き、全周の半分だけが遺存する。1は4単位の突起と底部を欠失する。本土壙は先述の125号土壙と同様3という土を充填し、平坦にして2の深鉢形土器の1/2破片を板状に敷いて、その上に自然石を置いている。自然石の位置は、遺体の頭部に当たり「枕」として機能していたものであろう。横位に据えた1の深鉢形土器は前述の77・88・142号の石に当たり、胸・腹部にのせられていたものであろう。

124・125号土壙のように土壙壁に段をもつものとしては、他に137号・154号・479号・484号・493号土壙などがある。これらの土壙内から見つかった遺物はほぼ例外なく土壙底より浮いた状態で発見されている。かつて別の目的で掘った土壙に土を詰め、底を平坦化し、さらに掘形を大きくした作業を手順がうかがわれる。

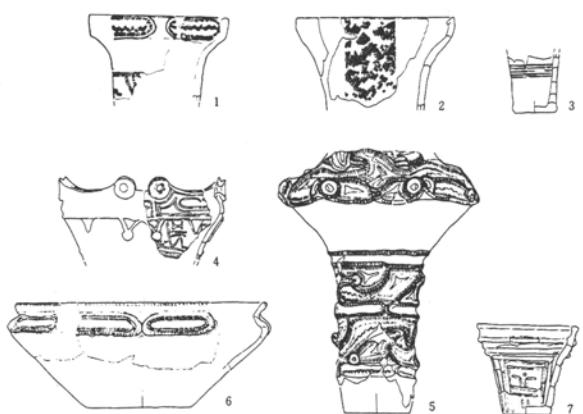
#### 事例 4 ……461号土壙（5図上）

壙底より若干浮いた状態（土壙断面をみると、6の土が充填されている）で、土壙の長軸方向に石皿片2個と深鉢形土器口縁部破片3個（内2個は突起破片）と小形鉢形土器紋様部大形破片1個がまとまって出土している。461号土壙も墓壙と考えるならば、土壙を掘り、6の土を土壙底部に敷き、5の石皿片を「枕」状に置き、さらに遺体を据え、5の石皿片を抱石、土器破片を副え物として置かれた状況が明らかになる。注目すべきは腹部上と想定される4個の土器破片であり、殊に1・2の突起破片は明らかに土壙外で深鉢形土器の突起を打ち欠いて、土壙内に置いた状況を示している。突起の欠失する深鉢形土器の扱われ方を考える上で重要な情報を提供しているといえよう。



事例5 585号土壤

- 1 黒褐色土 S P粒・暗褐色土塊を少量含む。しまりはやや良好
- 2 暗褐色土 ローム粒・炭化物を少量含み暗い。しまりは乏しい
- 3 黒褐色土 S P粒・小型のローム塊、炭化物を多く含む
- 4 暗褐色土 S P粒・ローム塊を多く含む。しまりは乏しい
- 5 黒褐色土 S P粒・ローム塊を少量含む。しまりは乏しい
- 6 暗褐色土 大型のローム塊を多く含む。しまりはやや乏しい



第5図 事例4・5

#### 事例 5 ……585号土壙（5図下）

壙底部から覆土中位にかけて10個体の深鉢形土器と浅鉢形土器がまとまって出土している。そのうちの6個体の深鉢形土器のうち1・2・4と浅鉢形土器6は打ち欠かれた紋様部の破片である。3は底部のみ残存、5は突起部・底部打ち欠き（ただし、C—C'の断面では底部の一部が残存している）、7は口縁部・底部打ち欠きの土器である。585号土壙では、土壙が掘られた後、7の土器を「枕」状に横位に据え、5の土器を「被甕」し、6の土器を傍らに副えた状況がうかがえる。

その若干上部から出土した石や土器破片は遺体の周辺に副えられたもので、明白な「抱石」状態はうかがえない。土壙の規模からみると、頭部をB'・脚をB方向に据え、立て膝屈葬位で遺体を安置し、「被甕」として設置された土器周辺に石や土器片を置いた後に、「被甕」の土器底部・遺体の膝部がかくられる深さ（30～40cm）まで土を詰め、その時点できらに底部破片を副えた手順が想定できよう。

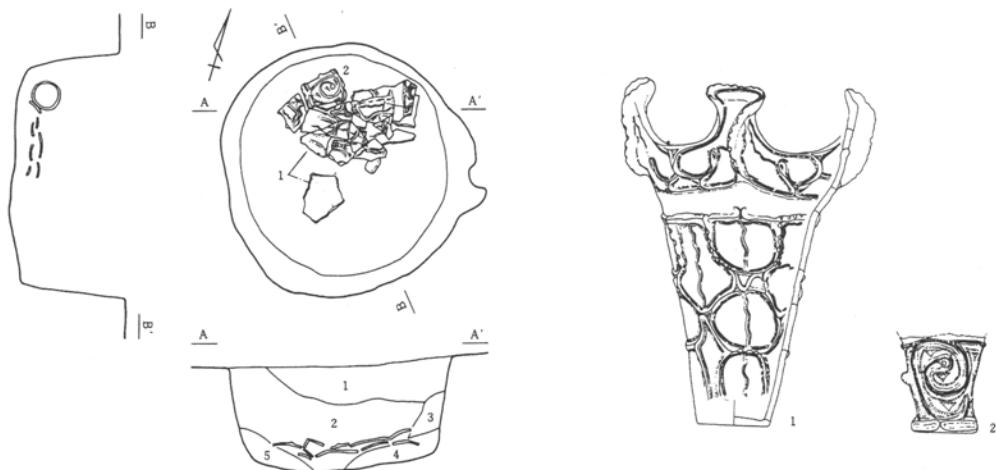
#### 事例 6 ……533号土壙（6図上）

壙底部から若干浮いた状態で2個体の深鉢形土器が出土している。口縁部紋様を欠失する2の土器は横位に据えられ、大破片に割れた深鉢形土器は533号土壙の西側にある530号土壙内出土の破片と接合してほぼ完形となった。この状況から、530号・533号土壙は極めて密接な関係にあつた土壙であり、同時に構築された（ただし530号は袋状土壙に詰まっていた土を掘り出し、再利用された可能性が強い）組になる土壙とすることができよう。533号土壙は土器の置かれ方・A—A'の土層の観察から土壙の略東西側に4・5の土を詰め、その結果凹み状となった中央部に2の土器をプリッジ状に渡し、横位に据えている。これは既述してきた「枕」状の設置であり、この状況によってB'（北西）方向が頭部・B（南東）方向が脚部であったと考えられる。<sup>(7)</sup>

北西—南東方向に遺体を安置後、533号土壙内に1の土器を完形で持ち込み、押し潰すかもしくは縦割りするように破壊し、<sup>(8)</sup> 1の土器の全周の2/3を紋様面が展開するように、紋様面を上向き（一部下向きになっている部分もある）にして、遺体に布団を掛けるような状態で置いている（A—A'断面参照）。B—B'では「枕」の土器の下部に1の土器の破片が潜り込んでいるが、頭部が「枕」にのっていたとすれば、この部分が頸椎部にあたり、遺体の溶解過程では、最も早期に骨が移動・消滅する部分である。1の土器破片が2の土器の下部に潜り込んでも何ら不思議ではない。また、土壙内の土の詰め方からみても、この部分は若干下がった部分に当たり、上からの土圧等の影響を受け易い部分である。一方（533号土壙）に1個の土器の2/3を紋様面上向きに、他方（530号土壙）に1/3を紋様面下向きに据えるという対比的な行為は、土壙の絶対同時・一対概念を明らかにするだけでなく、埋葬行為全体を理解するうえで注目すべきであろう。

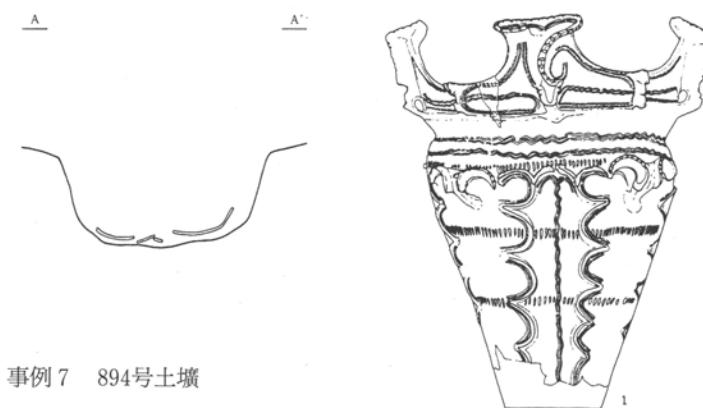
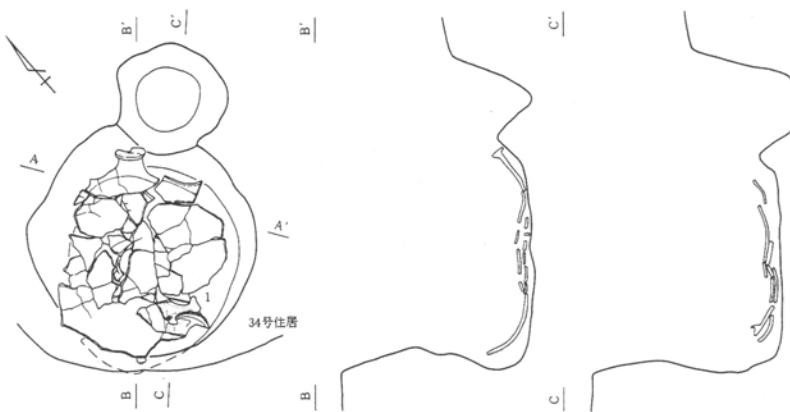
#### 事例 7 ……894号土壙（6図下）

袋状土壙の底面に深鉢形土器1個分が割られて敷かれた状態で出土。深鉢形土器は底部と突起を欠くが、これは敷くことを目的として不要部を除去した結果である。敷かれた土器の両端は80



事例 6 533号土壤

- |                                       |                               |
|---------------------------------------|-------------------------------|
| 1 暗褐色土 SP粒・ローム塊・少量の炭化物を含み暗い。しまりはやや乏しい | 3 暗褐色土 SP粒・ローム塊を多く含む。しまりはやや良好 |
| 2 黒褐色土 ローム塊・炭化物を多く含む。しまりは乏しい          | 4 ハ SP粒・ローム塊を多量に含みやや明るい       |
|                                       | 5 黄褐色土 SP粒を多量に含みやや暗い。しまりは乏しい  |



事例 7 894号土壤

第6図 事例 6・7

cm弱で、緊縛し、強度の屈葬にすれば埋葬できる規模であるが、洗骨の可能性も考えられる。<sup>(9)</sup>火葬骨が発見されたことで著名になった嬬恋村今井東平遺跡の土壙でも同様に土壙底面に土器が敷かれているが、土壙規模は本遺跡に比してはるかに小規模である。<sup>(10)</sup>

土壙底面に土器を割って敷く方法は、遺体もしくは遺骨の安置床を作ることである、この「土器床」葬法は一般化せず、むしろ洗骨に制約される「土器棺」や「配石土壙」に引き継がれる。本土壙は住居址床面下で見つかったが、住居址に伴うものではなく、住居址構築以前の遺構である。発掘所見から、土器敷面上に別個の土器が存在していた痕跡はうかがわれない。

以上、房谷戸遺跡で発見された土壙のうち、「土器扱い」が比較的明らかになる事例を7項ほどとり上げて解説した。これらの中にも自然石だけを土壙内に遺存するもの、土器片のみを土壙内に遺存するものなど様々な埋葬行為を示すものが存在するが、本項では上述の7事例を主として土器の残存状態を考えてみたい。これらの検討の結果、

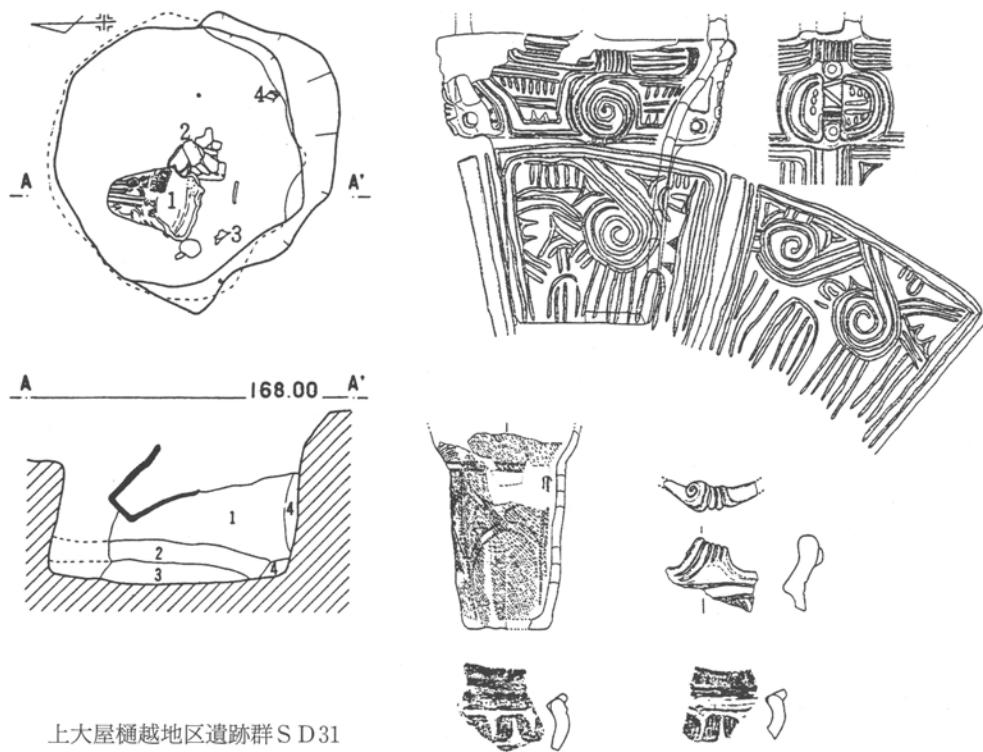
- 1 完形のまま遺棄
- 2 突起を打ち欠いて遺棄
- 3 打ち欠いた突起のみを遺棄
- 4 紋様を剥して遺棄
- 5 脊部以上を打ち欠いて遺棄（底部のみを遺棄）
- 6 底部を打ち欠いて遺棄
- 7 脊部以上・底部を打ち欠いて遺棄
- 8 紋様で最も目立つ部分を遺棄

という遺棄方法が羅列できよう。

#### b 県内における中期の類例

ここでは、前節で指摘した「土器扱い」が明瞭な土壙を群馬県内の縄文時代中期遺跡に類例を求める。しかしながら、県内全域の中期遺跡を検索・包括をしておらず、調査例の比較的多い赤城山西～南麓・県北域の調査遺跡の報告書を基本に選んだ。故に、房谷戸遺跡周辺の遺跡が主となり、比較的狭い範囲の類例にとどまった。ただ、資料の検索を通して、同様な例は県西部や東部にも見られ、これらの遺跡の報告が刊行されれば、類例は県全域に広がるものと確信している。また、資料の時期も房谷戸例に倣い中期中葉を中心としたが、中期初頭期や前半期、中葉末段階にも良好な例が見られたため、一部を掲載した。

次に、資料検索に際しては、土壙図と土器実測図が完備した資料をなるべく選ぶように心がけたが、各報告書の記載方法の差により、出土レベルの判断ができない土壙もあり、そのような土壙は遺構図版写真を参考に判断した。<sup>(11)</sup>また、土器の破損部位は把手等の特徴的な部分の破損を中心記述した。



第7図 事例1の中期類例

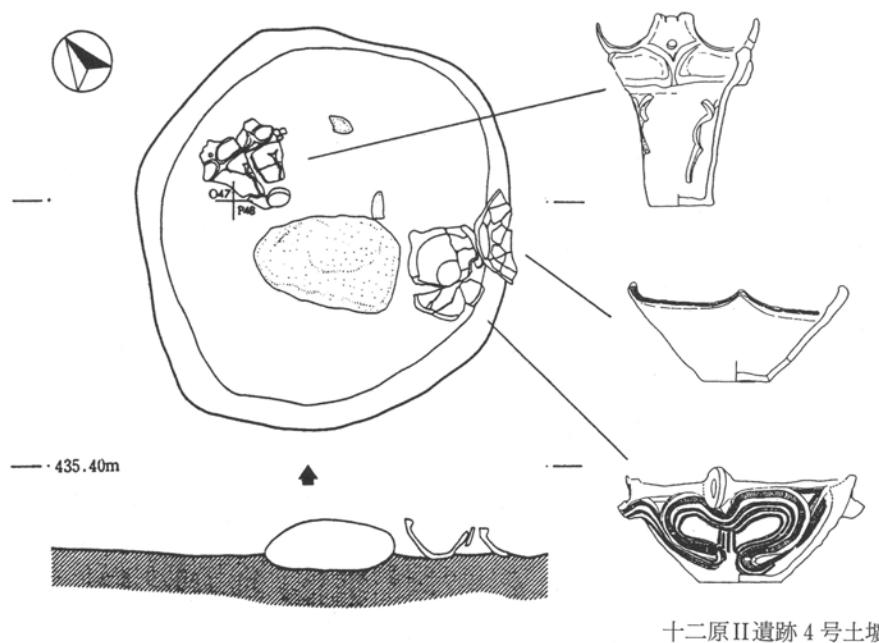
事例1 2個体の土器—1個体は土壌底面に、一方は上層に出土した例である。

勢多郡大胡町上大屋・樋越地区遺跡群H・I区 S D31 (7図) が比較的近似する出土状態である。土壌の形態は径1m前後の不整円形で、緩やかな袋状を呈す断面形を示す。土壌底面は平坦で、南壁において僅かな段を有する特徴を見せる。

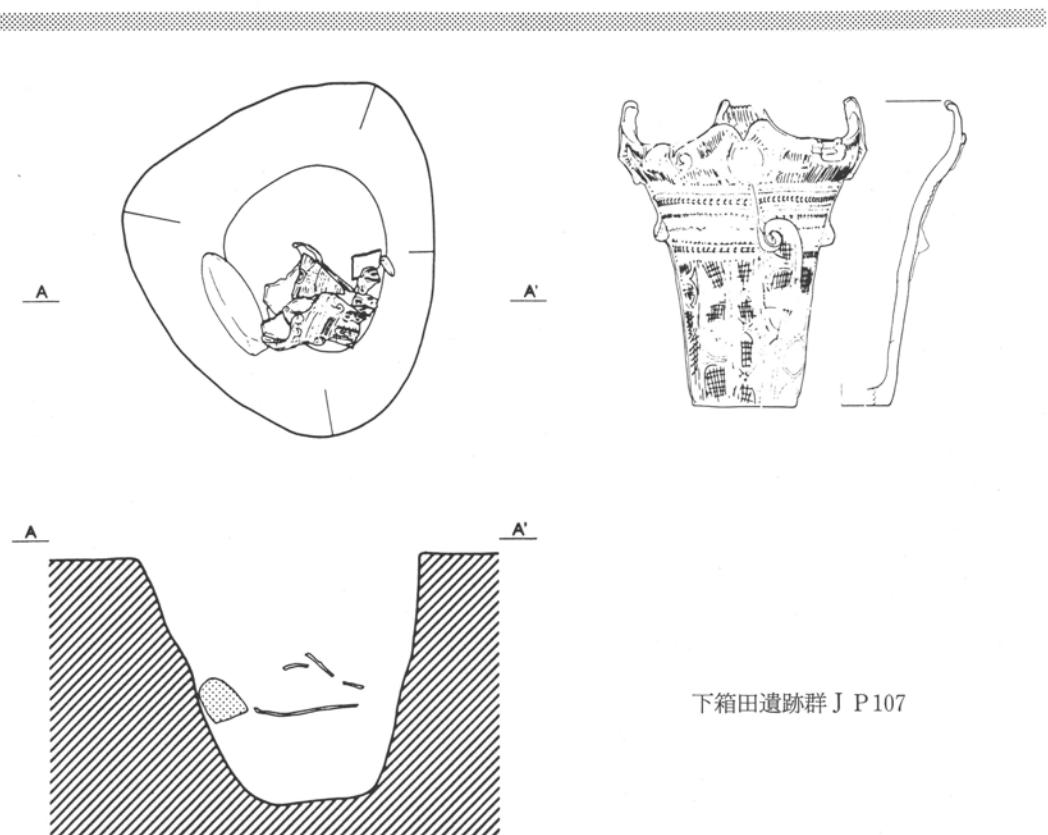
出土遺物として、土壌内部より2個体の深鉢と突起を含む数点の口縁部破片が報告されている。遺構図と写真図版の判断からは、自然石も伴出しているようだ。

深鉢2個体は上～中層にかけて、ほぼ横位・斜位の状態で1箇所にまとまって出土しており、2個体の関係の深さがうかがわれる。写真図版からの判断であるが、深鉢1が上層斜位に、深鉢2が1の直下で横位に出土している。房谷戸30号土壌のように土壌底面の出土ではないが、土層2(にぶい褐色土)・3(暗褐色土)の上に深鉢2を据え、遺体を安置した可能性が高い。

なお、深鉢1は北陸系、深鉢2は東関東系の土器と捉えられ、異系統土器の共伴例としても好資料である。深鉢1の口縁部突起と口縁部の一部、深鉢2の口縁部全体は欠損している。前項で指摘した遺棄方法2と5にあたる。さらに、伴出する口縁部突起3にも注意を払うと遺棄方法3も該当しよう。



十二原II遺跡4号土壤



下箱田遺跡群JP 107

第8図 事例2・3の中期類例

事例2 1個体の土器と大型の自然石の出土。土器は土壌底面における「枕」、自然石はやや浮いた「抱石」としての葬法を考えた。

類例として月夜野町十二原II遺跡4号土壌（8図上）を挙げる。<sup>(14)</sup> 掘り込みが浅く、土壌そのものの遺存状態は不良ではある。規模は、径1.5m前後の不整円形を平面形としており、土壌底面は緩やかな傾斜を持つもののほぼ平坦面を築いている。

出土遺物として、土壌底面中央に大型の自然石が確認され、土壌北側に小型深鉢1が横位に潰された状態で、南側に浅鉢2・3が副えられた状態で出土した。ただ浅鉢2は土壌壁面と壁外にかかる状態で、後世の破壊を受けた可能性がある。

自然石及び土器3個体とも土壌底面の出土であり、房谷戸事例2とやや趣を異にはするが、調査・報告者の菊池 実氏は、この自然石に「抱石」としての性格を示唆されているように墓壌として位置付けられよう。すなわち、小型深鉢1を横位に据えられた「枕」、浅鉢2・3を副え物として捉えられ、房谷戸事例2と同等の葬法として考えた。なお、小型深鉢1と浅鉢2は阿玉台Ib式、浅鉢3は勝坂1式に比定される。

欠損状態は、小型深鉢1が波状四単位口縁部のうち一単位が欠損、浅鉢2は半完形、浅鉢3は図裏面口縁部突起周辺が欠損している。遺棄方法としては2（小型深鉢1）や8（浅鉢3）にあたるが、浅鉢2は出土状態が不良のため判然としない。

事例3 事例2と逆に自然石が「枕」、土器を遺体胸腹部に置いた状態を想定した。

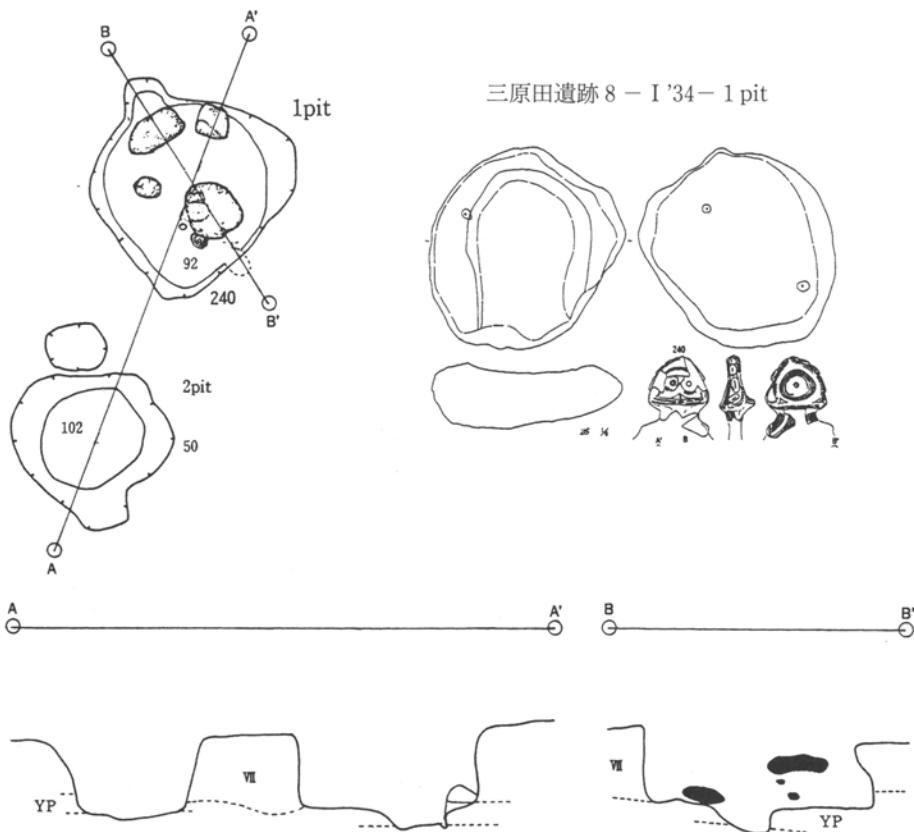
時期は若干遡るが、北橘村箱田遺跡群JP107の石皿と深鉢の出土状態が近い形態であろう（8図下）。土壌平面形は、径約90cm前後の不整円形を呈し、深さ132cmを測る。断面形は、袋状を呈さず土壌底面も平坦ではないまでも、壁中位に緩やかな段を有し、段より下位で、底面より浮いた状態で石皿と深鉢が出土している。おそらく、石皿・深鉢以下の土層は埋土として考えられよう。石皿は壁に掛かるように接し、深鉢は横位に押し潰された状態である。石皿はおそらく「枕」として、深鉢は「抱き物」として置かれたものと位置づけられる。本土壌も房谷戸124号土壌と同様に土壌壁に段を持ち、遺物は浮いた状態で出土しており。土壌再利用の可能性も念頭に置いておきたい。

出土した石皿は図示してはいないが欠損品であり、深鉢も四単位波頂部のうち三単位の突起側縁が剥落し、胴部下半も約1/2が欠損している。波頂部突起片側の欠損は、遺棄方法2あるいは4であり、明らかに打ち欠かれたものと考えられ、胴部下半の欠損もその可能性を考えておきたい。

なお、深鉢は中期前半期に比定されるが、異系統の文様要素が多く混在しており、類例の少ない希少な資料である。

事例4 石皿片と突起片の共伴。石皿片が「枕」あるいは「抱石」として、突起片や土器片を副えものとして置いた行為を想定した。遺棄方法としては3にあたる。

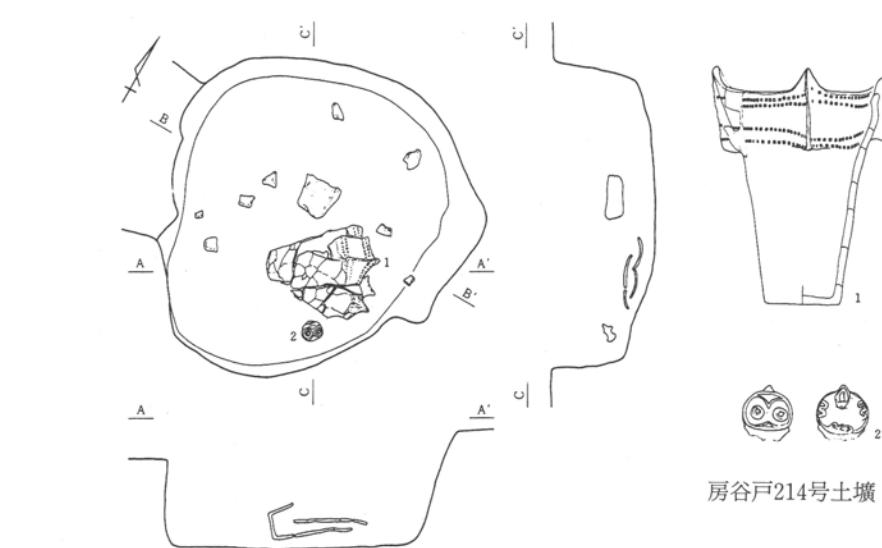
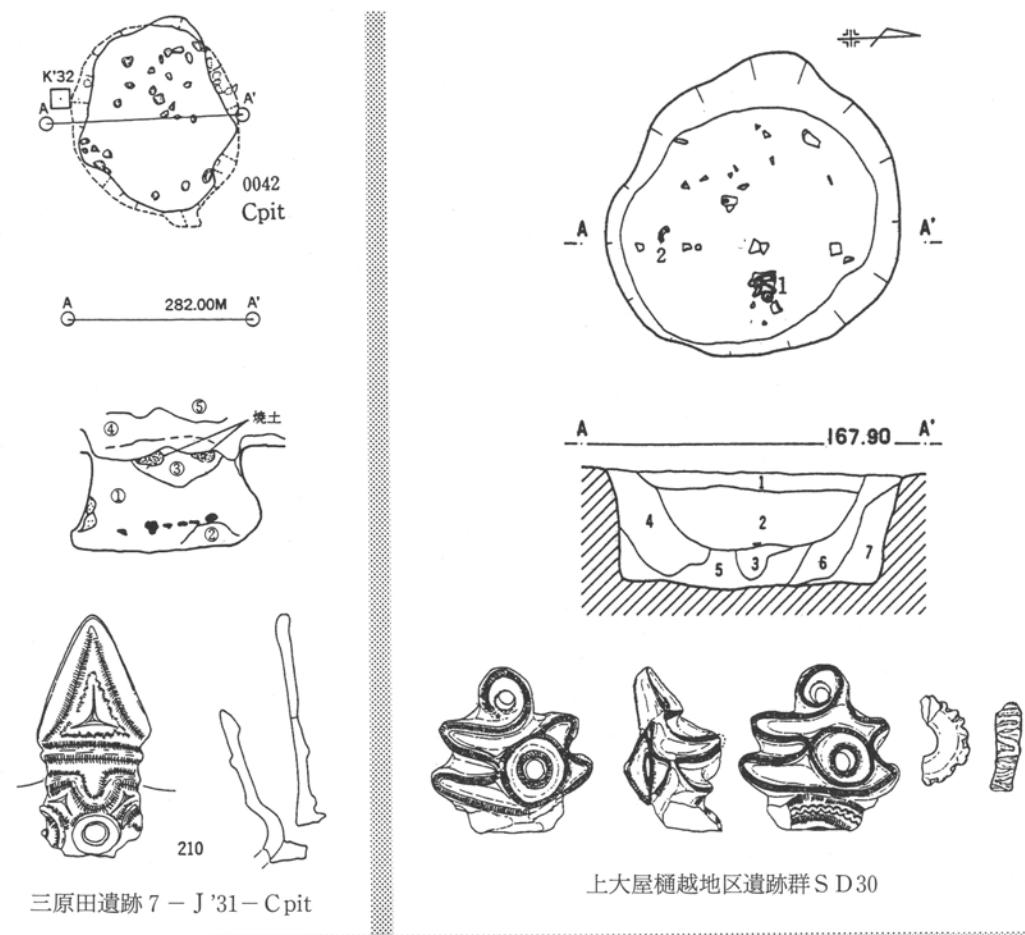
良好な類例としては、三原田遺跡8-I'34-1 pitが挙げられよう（9図）。径1m前後の不整円形を呈し、深さは約60cmを測る。断面形は筒状である。大型の自然石と石皿、人面状の突起部



第9図 事例4の中期類例(1)

分のみが出土している。土壤底面の大型の自然石（a）が「枕」・石皿が「抱石」として位置づけられ、人面状突起が副えられたものと考えられよう。突起の出土する土壤は、他の中期遺跡でも多く、上大屋樋越地区遺跡群 S D 30<sup>(16)</sup>や三原田遺跡 7 - J '31 - C pit 等にも見られ、房谷戸遺跡 214号土壤では横位深鉢、自然石、人面突起という組み合わせの出土が見られる（10図）。これらの突起は深鉢口縁部上の突起であり、個体の正面性を確定付ける文様要素である。さらに三原田 8 - I '34 - 1 pit 例や房谷戸 214号土壤例のように人面状突起が出土する現象は、埋置対象が突起に注がれた行為が想起できよう。

このように、口縁部上の突起に対して「副えもの」としての位置づけも可能である。土器製作時の突起のあり方、正面性の問題等に関しても興味ある出土状態であり、正面突起と土壤埋置行為の関係は、今後吟味しなければならない課題である。また該期土器群に屢々見られる人面状突起や抽象的な突起が正面性以外に持つ役割の一端が、本例のような出土状態に現れたのではないだろうか。本来は土器文様の一部である口縁部上の正面突起が、土器文様再利用の重要な部位でもあり、再利用の対象が一葬法の道具として位置づけられよう。



第10図 事例4 の中期類例(2)

事例5 5個体以上の土器の共伴が見られ、「枕」と「被甕」として位置づけられる例ではあるが、良好な類例が見られなかった。

敢えて図示した三原田遺跡7-H'29-G pitは5個体以上の土器と石皿や大型の自然石が出土している(11図上)。径約90cm、深さ約110cmの不整円形で袋状の土壙であるが、埋土に焼土塊が存在することから、報告者の赤山氏は貯蔵穴を墓壙に転用したと判断できる資料としている。土壙底面には深鉢(155)が横位に置かれ、同時に自然石も据えられている。その上部に深鉢(157・158)・浅鉢(159)・完形の石皿、さらに上部に深鉢(156)<sup>(17)</sup>が出土している。深鉢156が逆位のため「被甕」とも位置づけられるかも知れないが、特定はできない。ただ土壙底面の横位深鉢と自然石はいずれかが「枕」として使用された可能性が高く、遺体安置後、土器(156~159)や石皿を上部に据えた状況も否定できない。

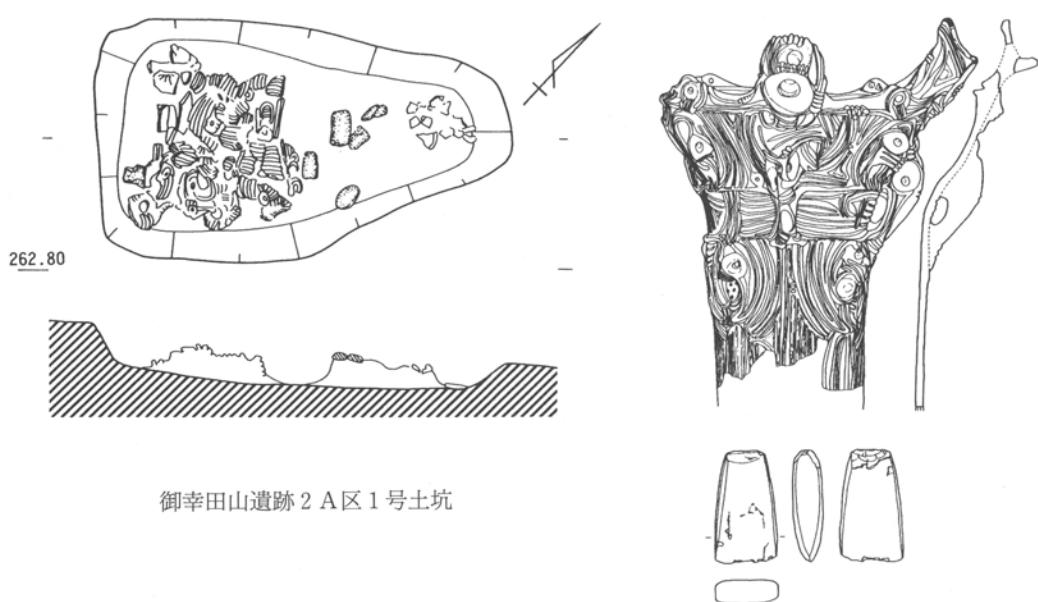
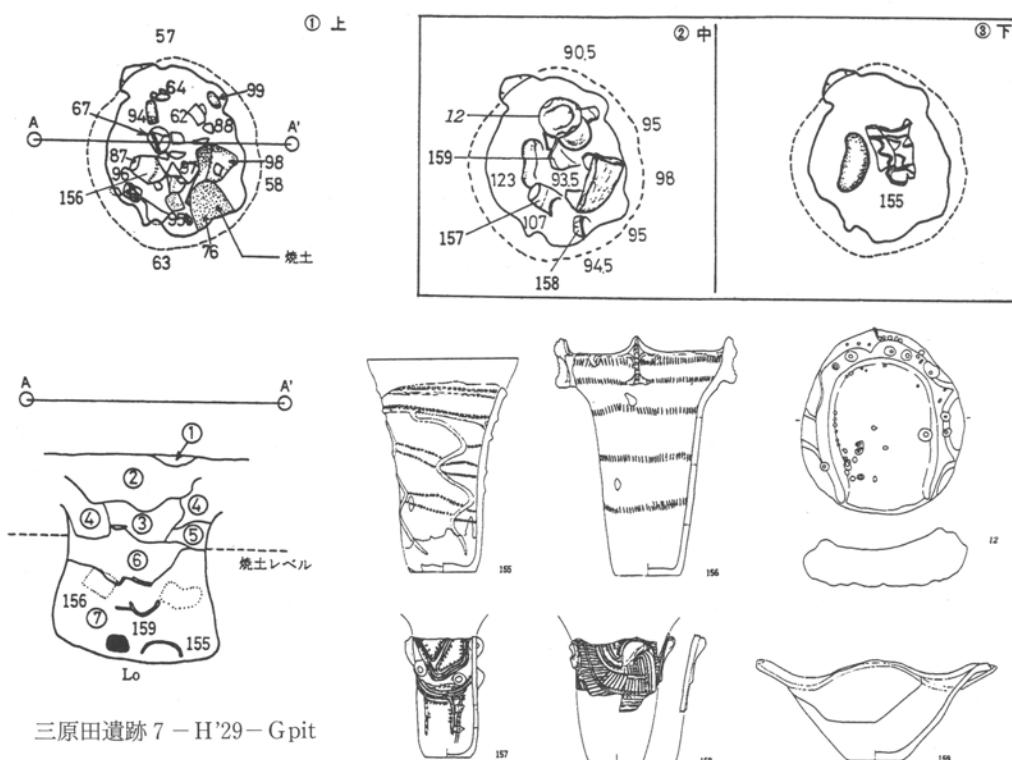
155は口縁部と胴部の一部が欠損、156は口縁部の一部が欠損、157は胴部~底部のみ残存、158は胴部のみ残存、159は口縁部1/4が欠損する。

事例6・7 良好的な類例はなかったが、渋川市御幸田山遺跡2A区1号土坑を挙げたい(11図下)。時期はやや下り中期中葉末段階と捉えられよう。本遺構は2×1.3mの不整形で深さ約24cmのやや浅い鍋底状の断面形態を呈す。大型の深鉢が南側坑底面で土坑主軸に直交するように、横位に潰れた状態で出土している。また北側坑底面にも土器が1個体出土しているが、遺存状態が悪く資料化されていない。坑底面からはその他に磨製石斧が1点見られる。

出土状態は事例1としての可能性もあるが、出土した土器が大型の土器であることから、房谷戸533号土壙や894号土壙との共通性を考慮して、事例6・7の類例とした。

この他に、事例7の類例としては、三原田遺跡8-H'36-2 pitが好資料ではあるが、断面形や出土レベルが報告書に掲載されておらず、ここでは割愛した。大型の阿玉台式が出土している。以上のように、事例1~7の類例を群馬県内にあたってみたが、房谷戸例に全く合致する類例は少ない。しかしながら、多くの共通性を看取することができ、この共通性が群馬県域の中期地域性の一側面を現しているとも考えられた。共通性を整理して列挙すると、

- 1 土壙形状は、円形・不整円形の平面形が圧倒的に多く、橢円状の例は希少である。また、断面形も袋状ないしは近い形態を見せており、貯蔵穴の再利用も考えておきたい事象である。
- 2 出土土器の共伴数は多くても5個体前後であり、通常1~3個体である。これは南東北から北関東栃木県地域に見られる袋状土壙内の完形土器の多量の出土とは性格を異にするようだ。
- 3 出土遺物は、深鉢・浅鉢・石皿・打製石斧(剥片石器)が主に見られるが、浅鉢の占める割合も非常に多い。<sup>(20)</sup>
- 4 口縁部上の突起・把手の出土例が目立つ。何らかの意味付けが存在すると考えられよう。などの共通性が見られる。無論この他にも、特徴的な土壙や内部の出土例が見られるが、概して群馬県域-利根川上流域の中期中葉段階の土壙遺物出土状態には、上記のような共通性を一般とした理解ができるよう。<sup>(21)</sup>



第11図 事例 5・6 の中期類例

### c 月夜野町深沢遺跡 3 の土壤 一県内における後期の事例一

前項において中期の事例を取り上げたが、次に後期でどのようにになっているか、配石墓が多数発見された深沢遺跡の土壤を中心にして概観してみる。まず、深沢遺跡はAからE区に分けて調査された。後期初頭から中葉にかけての、C区を中心とした配石遺構と土壤で形成されている。確認された配石遺構は49基で、土壤は65基である。本稿では土壤からの遺物出土状態を分析してみる。このうち、土器および石が出土した土壤は、16基である。

#### 事例2・3 D区1号土壤、D区9号土壤 (12図上)

1号土壤は長軸108cm・単軸100cmで南北に長いほぼ円形を呈している。土壤中央の黒褐色上面には、50cm余りの扁平な丸石があり、その下部からは堀之内2式の深鉢の他、80点ほどの土器破片が出土している。9号土壤は長軸80cm・単軸78cmでほぼ円形である。中位に板石が2点出土している。土器は1点のみである。この両土壤は、土器の出土状態は異なるのであるが、中央部に「抱石」をするように埋葬した方法は類似している。また、「抱石」の下部からの土器の出土は、事例5の土器がまとまって出土したケースに類似する可能性もある。

#### 事例3・4・7 D区2号土壤 (12図中)、D区16号土壤 (12図下)

2号土壤は長軸82cm・単軸72cmで南北に長いほぼ円形を呈している。壙底は平坦で深さ54cmであり、南北方向に礫が5個列び中央部から堀之内2式の鉢形土器が出土している。16号土壤は長軸148cm・単軸122cmでほぼ円形を呈している。中位の黒褐色土から加曾利B1式段階の注口付双口土器が、確認面近くから注口部を下にして出土している。報告では頭部を北に埋葬されたと仮定して、本土器は腹部にのせられたものと推定している。両土壤ともに「枕」とした土器ないし石は明確に検出できなかったのであるが、土器を腹部に添える方法は一致している。また、事例7で指摘したごとく壙底に土器を敷き詰める方法は、後期の配石遺構構築段階の土壤底面に認められる敷石と共に通していると考えられよう。

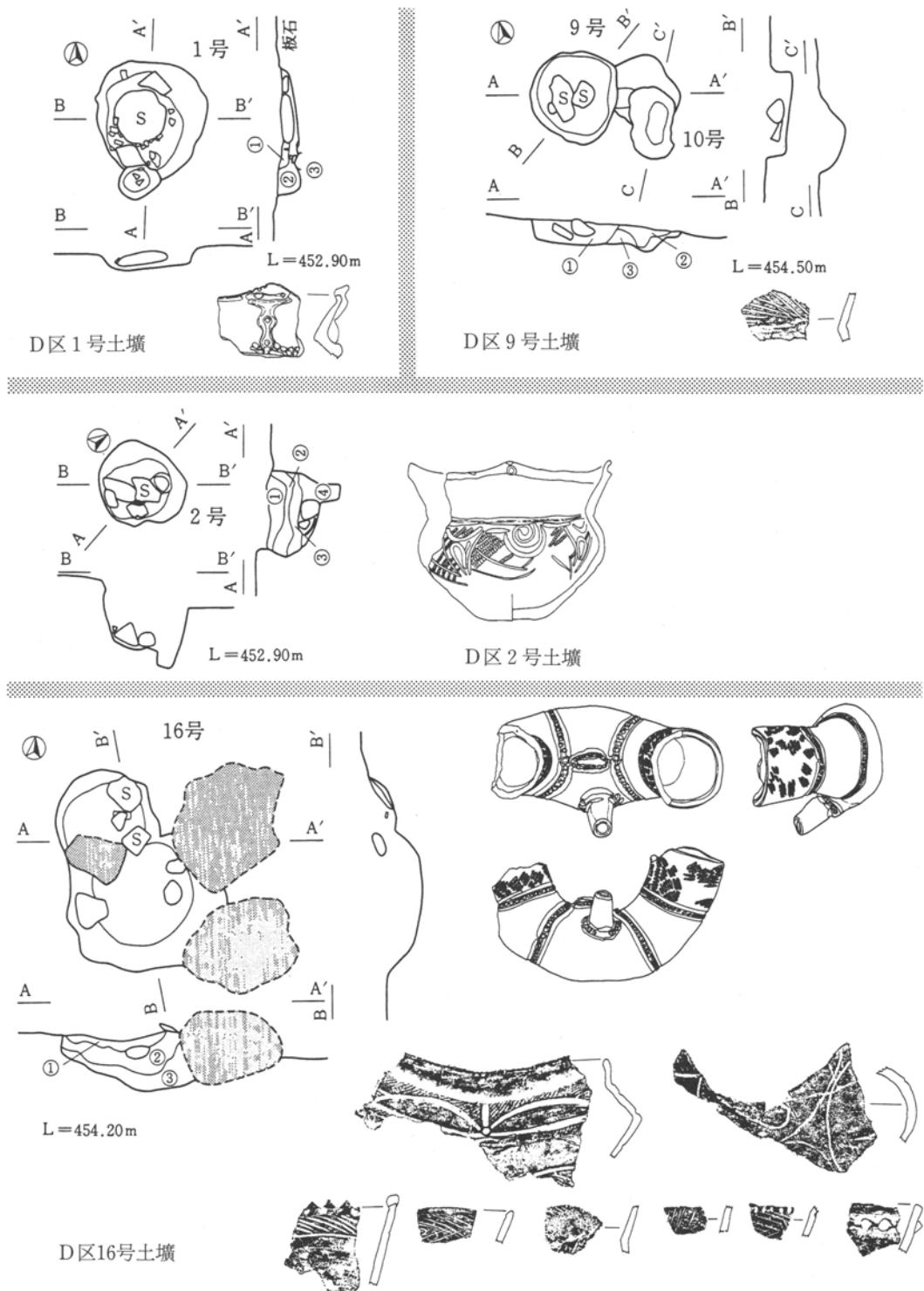
#### 事例6 C区中央土壤 (13図左上)

中央土壤は長軸71cm・単軸56cmの長方形に近い形態を呈し、断面は浅い丸底状で深さ30cmである。土壤内には南北に列をなす状態で、加曾利B1式段階の土器が3点検出されている。中央部には浅鉢が逆位で、北端に鉢と南端に壺が正位で出土した。また、浅鉢と壺の間と、浅鉢の北東位置には、2個の板石が設置されている。

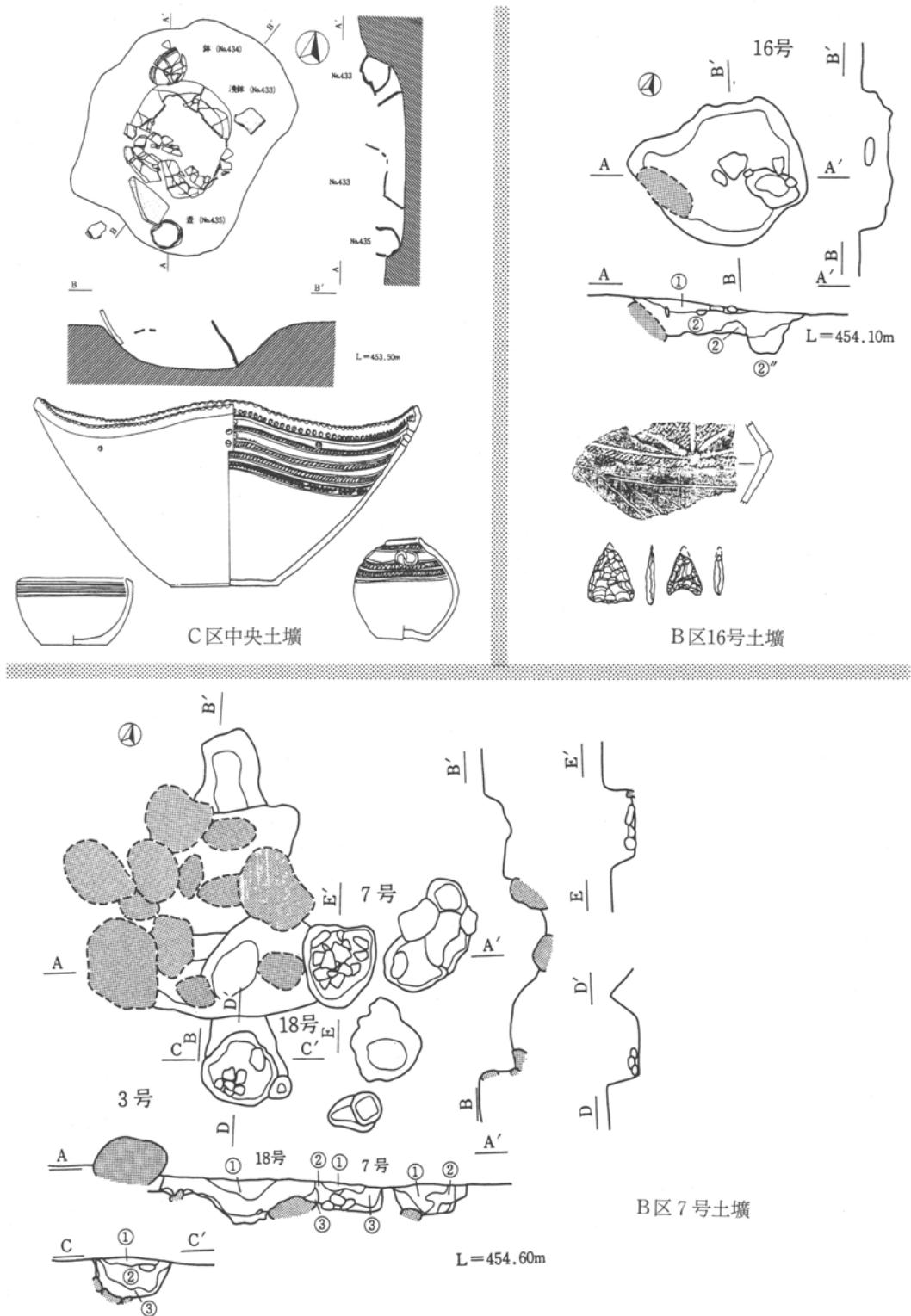
本遺跡の中心部に位置する遺構であり、報告では規模が小さすぎることと、3個体の土器の特殊な出土状態から、「……何らかの儀礼に伴い土器を埋納したものと考えられ、配石中央部において、何らかの儀礼行為を行ったことを窺わせる。」と考察されている。本稿では確かに極めて小規模の土壤ではあるが、墓壙として再検討してみた。

#### 事例7 B区7号土壤 (13図(下))、B区16号土壤 (13図(右上))

7号土壤は長軸75cm・単軸69cmの円形を呈し、壙底は平坦で深さ29cmである。底面近くには拳大の河原石13個が敷かれている。16号土壤は長軸170cm・単軸137cmの不整円形を呈し、壙底は平



第12図 事例2～4・7の後期類例（深沢遺跡）



第13図 事例6・7の後期類例（深沢遺跡）

坦で深さ38cmである。確認面近くに拳大の河原石が多数検出されている。加曾利B3式の深鉢破片が出土している。その他、B区27・30号土壙が本事例に該当するであろう。

以上のように、後期の深沢遺跡においては、中期の墓壙からの系統を引く様相も確認された。特に、事例7の壙底に土器を敷き詰めるのと、敷石にする方法は共通した事象と考えられる。また、「抱石」や腹部の位置に土器を伏せて埋設する方法は、伝統的な方法と解釈されよう。

一方、深沢遺跡の土壙群と配石遺構の関連を分析すると、墓域全体の構成としては前者が配石墓群を取り巻くように位置している。土壙群は配石墓の外周部を構成していることになる。今後の検討課題であるが、完形土器は配石墓からは出土せず、土壙群から検出されている。配石墓が主体になった後期の段階で、中期からの葬法がどのように変化したか、配石墓自体の葬法も含め、より詳細な分析を行っていきたい。

### 結びにかえて

前項において埋葬及び葬法における「土器扱い」を述べたわけであるが、

「土器扱い」は

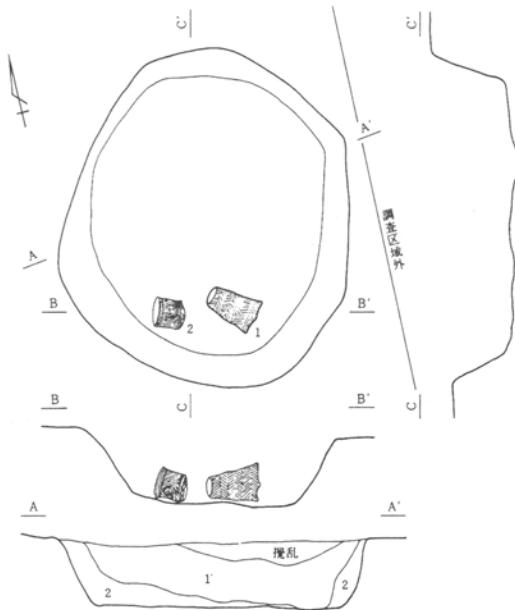
- ① 埋葬および葬法において合理的発想から行われる「土器扱い」
- ② 残された人間の哀惜の結果としての「土器扱い」

に大別して考慮しなければならないだろう。

本遺跡土壙内で多く見られる横位に据えた深鉢形土器は、大形の自然石・石皿破片(これら石皿も打ち欠かれた可能性が高い)と同様に、遺体を設置する「枕」として扱われていたものと考えられる。「枕」として用いられたと考えられる深鉢形土器には、全く打ち欠かず完形の例(224号・454号)もあるが、極めて少数である。深鉢形土器を「枕」にするというのは、ある意味では合理的発想であるが、その大半が何らかの打ち欠きが行われている点は、「枕」に転用されたと考えられる石皿に完存品が無い点と共通する。ここには完存品ではなく、何らかの加工をし、原形を損ねたものを土壙内に置くという規制があったものと考えられるのである。その好例は530号・533号土壙での「土器扱い」に見られる。少なくともこの2つの土壙出土例では、「壊れたものを選んで」土壙内に持ち込んだものではないことを示している。530号・533号土壙出土の土器は土壙内で破壊したと考えるが、他の例では土壙内で破壊したとすることはできず、大半は土壙に持ち込まれる以前に口縁部なり、底部なりを打ち欠いている。

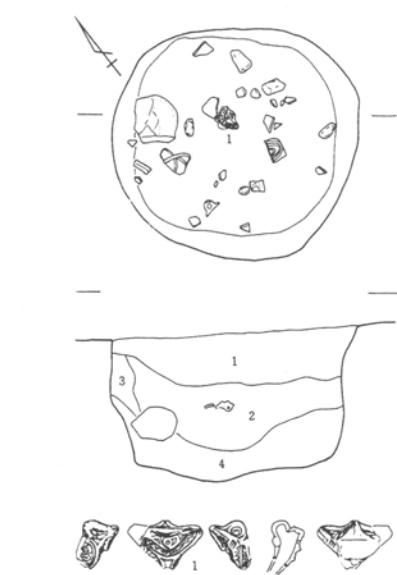
土器なり石皿なりを打ち欠くということは、換言すれば、本来その道具がもっている用途・機能の「停止」である。本遺跡ではこのような行為が既に前期末からみられる(133号土壙、14図)。土壙内には口縁部・底部を打ち欠かなくとも、充分に完存品を設置できるスペースはある。したがって土器を打ち欠く行為は決して合理的発想とはいえない。

本遺跡では突起が意識的に打ち欠かれていたことを明瞭に示す例がある。それが事例5として記述した585号土壙の深鉢形1・2・4と浅鉢形6の打ち欠かれた紋様部の破片である。打ち欠か



133号土壤

- 1 黒褐色土 S P粒・ローム塊を含む。  
ややしまりに乏しい  
2 黄褐色土 小型のローム塊を主体とする



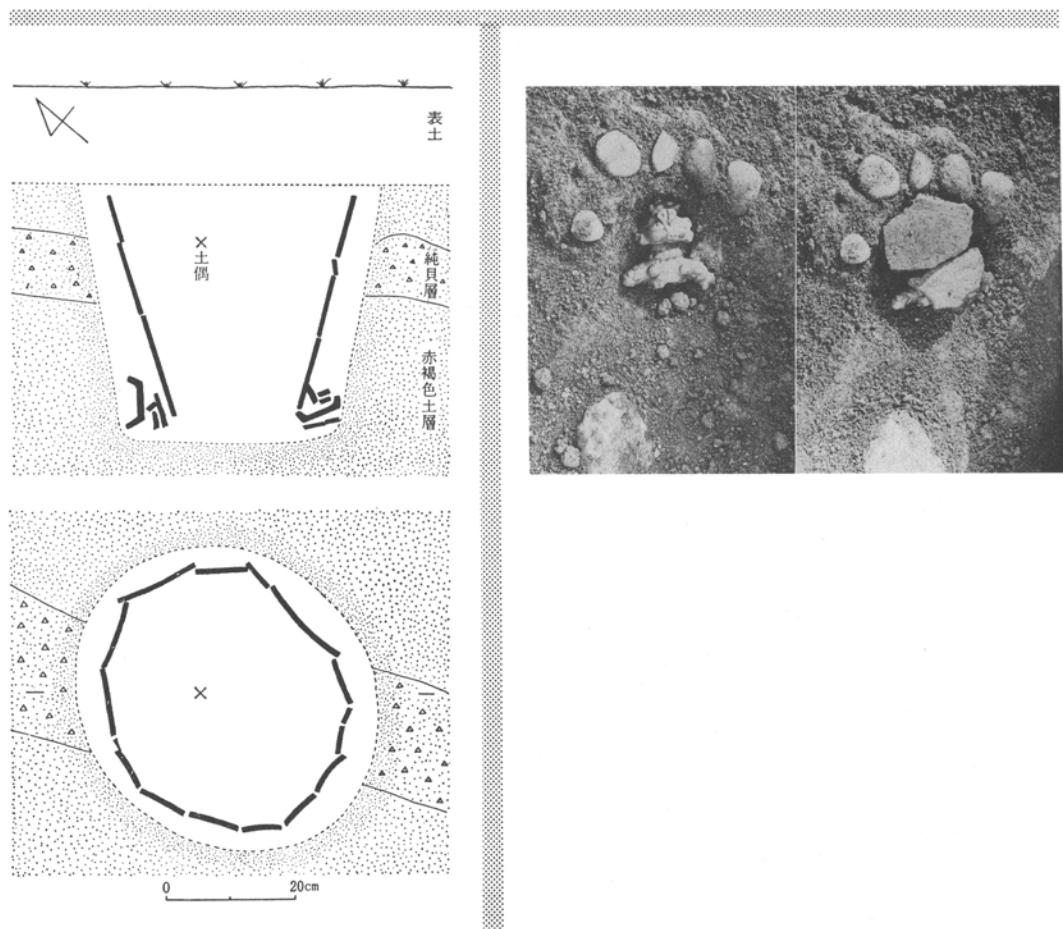
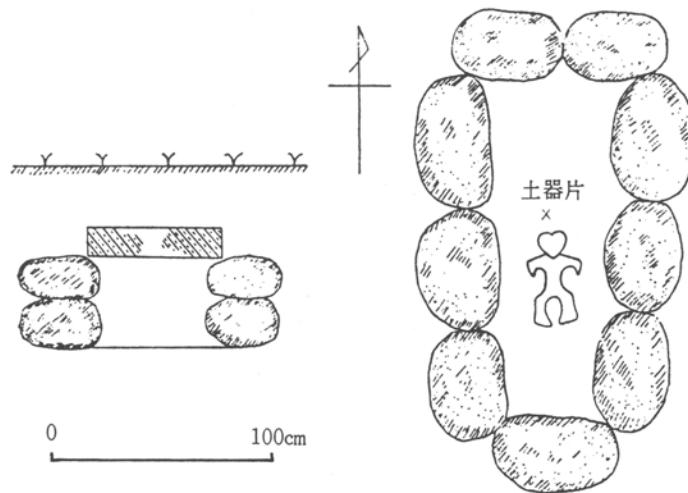
341号土壤

- 1 暗褐色土 S P粒・ローム塊・炭化物を含む  
しまりは乏しい  
2 ハ S P粒・炭化物を多く含みしまり  
は乏しい  
3 褐色土 ローム塊主体の層  
4 黒褐色土 S P粒・大型のローム塊・炭化物  
を含む。しまりは乏しい

第14図 房谷戸遺跡133号土壤・341号土壤

れた土器がより哀惜的な意味合いをもって扱われている例は、341号（14図）・461号土壤である。341号土壤では平面的には自然石とともに散在する状態であり、461号土壤は自然石1個とともに1ヶ所に集中するように置かれている。両土壤とも「枕」となる石（461号は石皿片）が置かれている。遺体設置後341号は石・土器をばらまくように、461号は遺体の腹部付近に副えるようにまとまって置かれている。この2つの土壤の遺物出土状況は遺体設置後の哀惜行為の二態を示しているといえるだろう。この2つの土壤では打ち欠いた突起部片もしくは最も装飾的な紋様部片は死者を哀惜する行為の重要な道具になっている。花や食物・衣服など土・石以外の有機物質も副えられたかも知れないが、それらは物証としては残っていない。

本論の表題である「紋様を剥された土器」は埋葬および葬法における「土器扱い」の中で推察しうる例である。本土器は原形を損なっていない。しかし、その重要な紋様部の突起を剥すこと自体が用途・機能の「停止」行為の範疇の中に含まれる破壊行為、換言するならば「土器」という道具を道具でなくすることによって、または製作時から煮沸などの生活用具としてでなく、死者の副え物（死者の「被甕」に用いられた）にする行為であった。本遺跡で、突起部を打ち欠き、その一部を哀惜の意を表わす行為に用いられた点は明らかになったと思われる。しかし、紋様を



第15図 土偶出土状態  
(上／郷原遺跡 左下／加曾利南貝塚 右下／雨滝遺跡)

剝す例は顕在化したのは一例のみであった。従来、土器の突起部・紋様の欠失については特に問題視されて扱われたことは少なく、「哀惜の意を込めた意図的破壊」という視点は遺構内の出土状況の把握と併せて必要になると思われるのである。

さらにもう1点注目すべき点は、本遺跡では住居址・土壙を中心とする集落内から1点も土偶が出土していない点である。少なくとも本遺跡においては、埋葬および葬法に用いられる道具の中に土偶は存在していない。しかし、縄紋時代後期（堀之内式期）になると埋葬および葬法に用いられる例が見られる。群馬県郷原遺跡1号石囲遺構出土例（15図上）・<sup>24</sup>加曾利南貝塚<sup>25</sup>遺構内土偶出土例（15図左下）はその好例であろう。

郷原例は、伝聞ではあるが、北向き埋葬人骨の腹部に副え物として置かれた状況が、本遺跡461号の突起部破片を遺体腹部付近に副え物として置かれた状況と酷似する。墓壙の形態は異なり、時期差もあるが、比較的近い地域での類似現象に興味を覚える。時間的継続でみると、死者の腹部に副え物として置かれた突起破片が土偶に置き換わった現象がうかがえるのである。

加曾利南貝塚例は2個の深鉢形土器を破壊し、その割れた2個体分の破片全てを用いて土壙内で井筒状に組み立てる。報告者も疑問を呈しているように「土器で土偶を囲みことであれば完全土器をそのまま利用した方が容易である。」し、合理的である。しかし、それは土偶の頭部が本土壙の祭祀主体と考えるからであり、本土壙の主体は洗骨された人骨であったと考えるべきであろう。先ず2個の底部を含む土器片を「裏込め」あるいは「支え」風に設置し、大形破片を組み上げていく。大形破片は断面図でみると3段になっているが、ある高さまで進めば掘った土壙と大形破片の隙間に裏込め風に土を詰めていったものと考えられる。この手順を繰り返して出来上がった中央の空間部には洗骨された人骨が置かれ、土を人骨にかぶせた後、土偶が出土した高さで面を作り、土偶を副え物として置いたものと考えられるのである。この埋葬手順は前述の事例5、585号土壙の底部破片を副える状況と同一である。土器を破壊する行為は、土偶を祭祀主体と考えず、遺体を土壙内の主として考えれば充分理解できる現象である。ここでも副え物であった土器破片が土偶破片に置き換わっているとみることができよう。

縄紋時代中期土偶は山梨県釧路堂遺跡で究明されるごとく、破壊されることを前提として製作されることが多いとされている。本遺跡ではこの土偶のあり方と近い「土器扱い」を受けたのが「紋様を剥された土器」と考えることは可能である。意図的に剥すこと目論で製作した可能性も充分考えられるのである。また、用途・機能の「停止」という点でみれば、土器や石皿を打ち欠くことも土偶を打ち欠くことも同一の行動とすることができる。土偶は「誕生」に係る儀礼の道具とする考えが一般的であるが、加曾利南貝塚や郷原遺跡では、後期段階で「死」に関する道具と考えられる例も存在する。また「誕生」に関する道具と考える場合、房谷戸および三原田遺跡で1個も出土しない点はどのように考えれば良いのであろうか……。いくつかの解釈は可能であるが、今後の群馬県内の出土例の蓄積をまって検討したい。この問題の解決には「紋様を剥された土器」が極めて重要な位置を占めているように思えてならないのである。

近年、墓と考えられる土壙から出土した土器・土製品・石器・石製品を分析した論考は、山梨や<sup>(27)</sup>北海道で発表されている。山梨例は土壙墓・土器棺再葬墓への視点であり、北海道例は土壙墓・出土遺物の分析からの儀礼形態（祭祀要素）への視点である。房谷戸遺跡の諸事例と両地域のあり方は共通するもの・しないものがいくつかある。

これらの行動痕跡が地域的にまとまるものか、あるいは広範に共通項で括られるものかは今後に期したいが「墓」と考えられる遺構についての遺物分析はより精密に追究されねばならないだろう。

なお、「まえがき」・第1章・第2章のa項と「結びにかえて」は土肥が執筆し、第2章のb項を山口が、第2章のc項を中東が分担執筆した。

## 註

- (1) a 小野和之・山口逸弘他 『房谷戸遺跡I』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1989
- b 谷藤保彦 『房谷戸遺跡II』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1992
- (2) 註1 a 文献において、口絵カラー図版に本土器は127号土壙と記載されているが、これは125号土壙の誤りである。
- (3) 房谷戸遺跡は基本的には関越自動車道の道路部分の調査であった。住居址および土壙群の平面配置、および遺跡の立地する丘陵の地形をみると、調査地は集落中心部を南北方向にめくった結果となる。遺跡は環状を呈し、中央に土壙群そしてその周辺に住居址を配するものであったと考えられる。なお、地形図から、結果としての環状集落の西側は利根川の攻撃面にあたり、後後に削られたものと考えられる。
- (4) 報告書では「東壁中位」となっている。註1 a 文献
- (5) 山梨県积淀堂遺跡など。
- (6) 赤山容造 『三原田遺跡』第二巻 群馬県企業局 1990
- (7) 断面図ではB—B' と記されているが、平面図の遺物出土の位置関係からB'—Bの誤記と思われる。
- (8) あるいは1の土器を530・533号土壙周辺で押し潰すか、もしくは縦割して、533号土壙では全周の約2/3を紋様を上向きにし、530号土壙では全周の1/3を紋様面を下向きにして据えたと考えることもできる。しかし、533号土壙では紋様面上向きの状態で、かなりの部分が二重になっており、土壙外で土器を破壊して持ち込んだとは言い難い状況である。
- (9) この時期に既に洗骨風習は存在していたが、本遺跡の土壙規模・遺物の散乱状態から、そのほとんどが遺体のまま土葬したものと見られる。
- (10) 嬉恋村今井東平遺跡は1995年嬉恋村教育委員会の調査が行われており、中期配石遺構や火熱を受けた人骨を出土した埋甕が検出されている。
- (11) 西毛地区では、上信越自動車道関連の調査で例えば、下鍊田遺跡や南蛇井増光寺遺跡等で中期土壙が検出されている。さらに東毛地区では笠懸町清泉寺裏遺跡・桐生市三島台遺跡等でも確認されている。
- (12) 壁穴住居跡や出土土器に比重を置いた報告書もあり、良好な遺物の出土を見る土壙にしても、平面図に遺物の記載がなかつたり、断面図に遺物のレベルが表示されていない例も見られ、今回の資料検索は十分とはいえない。反省材料である。今後調査に際しては注意を要する。完形土器が出土する土壙等は、1/20~1/30で報告書への掲載が望ましいだろう。発掘調査時より心がけたい。
- (13) 山下歳信 『上大屋・樋越地区遺跡群』 大胡町教育委員会 1986
- (14) 菊池 実 『三後沢遺跡・十二原遺跡II』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1986
- (15) 長谷川福次 山口「北橋村箱田遺跡群出土の縄文中期前半期の土器」『群馬考古学手帳5』 群馬土器観会
- (16) 註13と同じ。報告書によると、他にも土壙覆土中より細片が多く出土している。平面図の記載に2点の把手（突起）が記されていることからも、出土遺物の中でも特筆される存在が窺われよう。
- (17) この他にも、実測図示されていないが、深鉢底部が出土している。おそらく石皿（12）の直下の出土と思われる。底部のみの残存で、垂下隆線の下端部が看取されることから、阿玉台式の深鉢底部と思われる。
- (18) 大塚昌彦他 1987 『行幸田山遺跡』 渋川市教育委員会
- (19) いわゆる「焼町土器」（野村一寿1984）「焼町類型」（山口1989）である。他の遺跡では勝坂式後半～終末段階の土器との共伴が知られる。
- (20) 石皿の埋葬施設・祭祀施設への埋置を示唆された鈴木保彦氏の論文（鈴木1991）や大型石匙の土壙内出土を副葬品として位置付けられた神谷原遺跡SK86の例（竹迫・小林1982）からも、本論で扱った土器以外にも、石器の副葬も考えなければならない課題である。また、浅鉢に關しても逆位出土と正位出土の差から被甕や副葬との差が類推され、さらに深鉢との対比も検討を要しよう。

- (21) 本稿ではここに掲げた土壤を全て墓壙として位置付け、その出土状態を遺体の安置状況を想定しつつ、当時の葬法のいくつかを事例として挙げた。しかし、この土壤内埋葬以外にも、例えば住居内埋葬を示唆する例も確認・報告されており、本稿は、中期中葉段階の埋葬手法の一端を提示したにすぎないのである。今後、科学分析等の結果を踏まえて、該期の埋葬手法を明らかにしなければならないだろう。
- (22) 下城 正・女屋和志雄 『深沢遺跡・前田原遺跡』 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1987
- (23) 註22と同じ。「6、まとめ ④C区配石遺構について」
- (24) 山崎義男 『群馬県郷原出土土偶について』『考古学雑誌』第39巻3—4号 ただし図14上は伝聞を基に作成された模式図といわれる。本稿では、米田耕之助 『考古学ライブラリー21 土偶』 ニューサイエンス社 1984より図を引用した。
- (25) 杉原莊介編 『加曾利南貝塚』中央公論出版 1976
- (26) 報告では甕形土器1個・鉢形土器1個とされているが、本土器は2個とも深鉢土器と考える。註26文献
- (27) 長沢宏昌 『甲府盆地周辺に見られる縄文時代中期の土壤墓と土器棺再葬墓—井戸戸III式～曾利I式期の場合』『研究紀要10』 山梨県立考古博物館・山梨県埋蔵文化財センター 1994
- (28) 阿部千春「ハマナス野遺跡における祭祀要素一円筒下層期の環状集落における精神的な遺物および遺構の事例報告」『北海道考古学』第31輯 1995

## 参考文献

- 赤山容造 1990 『三原田遺跡』第二巻 群馬県企業局
- 新井順二他 1984 『熊野堂遺跡第III地区・雨壺遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 石坂 茂他 1988 『勝保沢中ノ山遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 大賀 健他 1985 『関越自動車道(新潟線)埋蔵文化財調査報告書』 月夜野町遺跡調査会
- 大塚昌彦他 1987 『行幸田山遺跡』 津川市教育委員会
- 小野和之他 1986 『中畦遺跡・諏訪西遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 女屋和志雄 1989 『下佐野遺跡I』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 菊池 実他 1986 『三後沢遺跡・十二原遺跡II』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 木村 収他 1992 『内匠諏訪前遺跡・内匠日影周地遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 『群馬県史 資料編1 原始古代1』1988 群馬県史編さん委員会
- 下城 正他 1989 『大平台遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 下城 正他 1987 『深沢遺跡・前田原遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 杉原莊介編 1976 『加曾利南貝塚』中央公論出版
- 鈴木保彦 1991 「第二の道具としての石皿」『縄文時代』2 縄文時代文化研究会
- 芹沢長介 1960 『石器時代の日本』 築地書館
- 都丸 肇他 1985 『見立溜井遺跡・見立大久保遺跡』 赤城村教育委員会
- 中西 充他 1982 『神谷原II』八王子市櫛田遺跡調査会
- 野村一寿 1984 『塩尻市焼町遺跡1号住居址出土土器とその類例の位置付け』『中部高地の考古学』III 長野県考古学会
- 羽鳥政彦 1986 『田中田・窪谷戸・見眼遺跡』 富士見村教育委員会
- 羽鳥政彦 1987 『向吹張・岩之下・田中・寄居遺跡』 富士見村教育委員会
- 右島和夫他 1986 『分郷八崎遺跡』 北橘村教育委員会
- 山崎義男 『群馬県郷原出土土偶について』『考古学雑誌』第39巻3—4号
- 山口逸弘他 1989 『房谷戸遺跡I』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 山口逸弘・長谷川福次 1995 「北橘村箱田遺跡群出土の縄文中期前半期の土器」『群馬考古学手帳5』 群馬土器観会
- 山下歳信 1986 『上大屋・樋越地区遺跡群』 大胡町教育委員会
- 米田耕之助 1984 『考古学ライブラリー21 土偶』 ニューサイエンス社